

生物多様性保全推進支援事業に関するQ&A

区分	No.	質問	回答
(交付対象事業1～4向け)協議会について	1	地方公共団体のみで構成される協議会でも対象になるのか。	2以上の地方公共団体が含まれていれば対象になるが、地域の幅広い主体により構成されていることが望ましい。
	2	協議会が設置されていないと応募できないのか。	本事業の開始までに協議会の設立が見込まれるところについても、応募の対象となる。
	3	協議会がまだ設立されていない場合、応募申請書の申請者名はどう記載すればよいか。	事務局を担う予定である団体の代表者名を記載する。
	4	協議会には必ず地方公共団体が参加しないとしないのか。	協議会には原則として地域の地方公共団体の参加が必要になるが、地方公共団体が参加しない場合には、会計処理等の事務手続き等を適正かつ着実に実施することができる団体として、定款又は規約、財務状況、活動状況等について、別途自然環境局長の承認を受けた団体の参加が必要となる。
	5	設立総会の際の役員及び会員の報酬及び費用弁償は、協議会の経費を充ててよいか。	交付決定前に行う設立総会については、交付金事業の対象とはならない。
	6	会長等の役員については、団体名でもよいか。(会長、副会長、監事、事務局長)	認められない。各役員ごとに個人もしくは特定の役職者(市長、部長など)を選出すること。
	7	協議会会長に地方公共団体の首長がなることに不都合はあるか。	不都合はない。
	8	分任出納員を設置し、経費の支出等を行うことは可能か。	可能である。
	9	協議会会員が任期中途中で変更となる場合は、手続きが必要か。	会員の任期中途中での変更については、内容について環境省にもお知らせ願いたい。
	10	協議会に対して、法人税(国税)は課税されるのか。	協議会(人格のない社団)が事業実施主体になるが、委託事業については、法人税法上、収益事業に当たる。このため、本事業実施協議会は法人税法第150条の規定(「法人税法第150条関係」参照)に基づく収益事業開始の届出を所管税務署長に対して行う必要があるものの、実費弁償的な委託業務については、あらかじめ一定の期間に限って所管税務署長の確認を受けた場合には、その確認を受けた期間については、当該業務を収益事業としないもの(申告不要)とされているため、法人税法第150条の規定に基づく届出を行う前に、所管税務署に確認すること。また、交付金事業については、特に協議会が自ら個別の事業の実施主体となる場合には、収益事業に該当する可能性があるため、所管税務署に確認すること。
	11	協議会に対して、市町村法人税の均等割(住民税)は課税されるのか。	市町村内に事務所等がある公益法人又は人格のない社団等については、地方税法第24条第1項第4号及び第294条第1項第4号により県・市町村法人税の均等割(住民税)が課税されることになっているので、貴地域の協議会が課税の対象となるか、その取扱について担当部署に確認すること。
	12	協議会が個人(協議会役員、講演会講師等)に支払う報酬等の源泉徴収義務はどのようになっているのか。	報酬、給与に係る源泉徴収義務については、所得税法第204条、第183条で、居住者に対し国内において定められた報酬、給与について所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月10日までに、これを国に納付しなければならないと規定されている。協議会が、講演会等の講師謝礼を支払うことになれば、一般的に源泉徴収義務が発生すると思われるが、詳しくは管轄税務署に確認すること。
(交付対象事業1～4向け)無償労務費	13	交付対象経費の「無償労務費」とは何か。	ボランティアによる作業(無償労務)にかかる作業時間分の地域別最低賃金に相当する金額のことをいう。本事業では、最大で全体事業費の3割に相当する金額を無償労務費として計上することができる。なお、対象となる時間は、実際の無償労務にかかる時間のみとし、活動場所への移動時間や休憩時間は除いたものになる。交付要綱別表3のとおり、交付対象事業(1)～(4)のみ利用できる。
	14	「無償労務費」は作業者に支払ってよいか。	無償労務費はあくまで「無償」の労務について賃金に相当する金額を事業費に計上できるものであるため、労務に対して支払いを行う場合は「賃金」の経費区分で計上すること。
	15	無償労務費の対象となるボランティア活動に係る自宅から活動場所への旅費を支払ってもよいか。	よい。ただし、大人数の場合はバスを借り上げるなど、過度な支出とならないよう留意すること。
交付対象事業6に	16	交付対象事業6について、希少動植物種の飼育・栽培のために必要となる動植物園等の職員の人件費やエサ代も対象になるか。	本事業は、新たに希少動植物種の飼育・栽培を行うための導入費用として必要となる専門家の招へい費用、移動用ケージや病理検査物品等の消耗品、繁殖期等の繁忙期の一時的なアルバイトのための賃金等、飼育・栽培が軌道に乗るまでの一時的な経費を支援するものであり、対象とする希少動植物種を含めた動植物の飼育・栽培のために必要となる動植物園等の職員の人件費やエサ代等は支援対象とはしない。
交付対象事業7	17	交付対象事業7の「生息環境改善等」の「生息環境改善」や「等」にはどのような活動が含まれるのか。	「生息環境改善」として想定しているのは、例えば、草原や水田等の維持管理、簡易な防鹿柵等の設置、トンボ池等の設置等がある。また「等」として想定しているのは、監視モニタリング(密猟防止パトロールや定期モニタリング等)や、組織体制の強化(保全に向けた講習会、地域住民への普及啓発、観察会の開催等)等がある。

区分	No.	質問	回答
対象経費	18	事業に必要なお金を借りた場合の利子も交付金の対象となるのか。	対象となる。(交付対象経費の「借料及び損料」に該当)
	19	公共事業(土木工事)も対象になるのか。	原則、対象にならない。 簡易な柵の設置や土留め等の施設整備(工事)を行う場合には、協議会で必要な資材を購入し(交付対象経費の「資材購入費」に該当)、ボランティア等により直接施工することが基本となる。 ただし、危険を伴ったり、特殊な技能を必要としたりするような直接施工が困難な作業については、その必要最低限を専門の業者等に請け負わせることができる。
	20	用地を取得するための買収費は対象になるのか。	対象にならない。
	21	活動に伴う飲食は対象になるか。	フィールドワーク時の水分補給のための飲料費及びフィールドワークの一環として実施する炊き出しの際の調味料等の消耗品等に限ることとし、食費等は極力対象としない。
	22	シンポジウム等の普及啓発にかかるイベントも対象になるのか。	地域における生物多様性の保全再生に資する様々な事業の一環としてのイベントは対象になる。ただし、イベントの開催のみを目的とした事業は対象にならない。
事業計画の変更等	23	交付金事業の交付申請書を提出する段階で、当初計画書の見直しはどこまで可能なのか。	当初計画書は審査委員会による審査を経ているので、事業の性格が異なる変更は認められないが、活動内容が充実されるなど、必要な範囲での修正は可能。なお、変更・見直しを検討する場合には、事前に環境省担当者に相談願いたい。
	24	要綱第13条に基づく変更承認申請は、どのようなタイミングで行うこととなるのか。	変更を要することとなる事情が生じたら、速やかに環境省と相談し、事前に変更承認手続きをとられたい。
	25	どの程度の事業計画の変更であれば、交付要綱第13条第1項第1号の「軽微」に当たるのか。	本交付金事業による取組内容や規模は多岐にわたり、網羅的に基準を定めることは困難であるので、変更を要することとなる事情が発生した場合は、その都度環境省へ相談されたい。
事業の遅延・中止等	26	交付金事業が年度内に終了しない場合は、次年度に繰り越しができるのか。	原則できない。本交付金は繰越明許費ではなく、事故繰越のみが手続き上可能であるが、これまで繰越を行った実績はない。
	27	災害等によって事業の一部が予定どおり実施できなくなった場合はどのような手続きを行うことになるのか。	被災の程度や、場所の振替または延期の可否等の諸条件によって、とるべき手続きは異なってくるので、そのような事態が発生した場合は、速やかに環境省に相談されたい。
精算・交付金支払い等	28	交付金の前払い(概算払)は可能か。	原則精算払であるが、協議を行った上で概算払を行うことができる。 概算払を希望する交付対象事業者は、支払希望時期に余裕をもって、担当者に相談すること。 支払いは、必要書類が提出されてから1~2ヶ月程度で行われる。
	29	実績報告時において、消耗品や外注業務の対価支払いが未了の場合(交付金の支払を待って対価を支払うこととなっている場合)は、請求書を証憑としてよいか。またこの場合、請求書の存在しない振込手数料については、どのような根拠資料を用いればよいか。	請求書を証憑として差し支えない。振込手数料については、交付事業者が債主登録した金融機関から、当該請求書記載の金融機関に振り込む場合に適用される価格が示された、金融機関発行の価格表を証憑にかわるものとして用いて差し支えない。
	30	精算払の場合、交付金はいつ頃支払われるのか。	実績報告書の提出時期にもよるが、年度末に実績報告書を提出した場合は、その補正その他手続きを経て、4月中下旬の支払いとなることが想定される。より早い時期に支払いを要する場合は、精算処理を前倒して実績報告を早期に提出されるか、あるいは概算払を活用されたい。
交付決定前着手	31	交付決定前着手は、どのような場合に認められるのか。	気象・気候の変動による生物季節の変化や、種の生態の特性等に照らして、当初の予定より早期に着手しなければ事業の効果が著しく低下する状況での適用を想定しており、手引きにおいて具体的な例を示している。 ただし、あらゆる状況を網羅的に想定することは困難であり、例示したもの以外でも、緊急かつやむを得ない状況と認められるケースはある可能性もあるので、交付決定前着手の要件への該否については、環境省と相談されたい。
	32	交付決定前着手届を提出した場合、着手はいつから認められることとなるのか。	行政手続法第37条に準じて、形式・内容ともに要件を満たす着手届が環境省に届いた時点で、当該手続きは完了し、着手できるものと整理している。なお、形式・内容が要件を満たさない届出書については、その限りではないので、環境省と相談・調整のうえで提出されたい。

区分	No.	質問	回答
調達方法等	33	調達にあたって、交付要綱第14条にあるような一般競争・指名競争に付すことができない場合はどうすればよいのか。	一般競争または指名競争による調達ができない場合の代替措置としては、例えば複数の事業者から見積書を徴取し、最低価格の者から調達すること等が考えられる。これにも寄りがない理由がある場合は、その他合理的な理由による随意契約とすることもやむを得ないと思料する。 なお、調達先の選定については、その選定理由を明らかにした理由書の作成・保管をお願いする。
	34	協議会の構成員に、交付金事業の一部を発注することは可能か。	合理的な理由があれば、協議会から協議会構成員への発注を排除するものではない。 例えば、競争入札を行った結果当該構成員が受注することとなった場合や、当該構成員が利益排除を行ったうえで受注する場合等については、経済的合理性が認められ、特段の問題はないと考えられる。
事業期間の延長等	35	事業期間の延長はどの程度まで可能なのか。	公募要領に記載されている事業期間を超えることはできない。更なる継続を図りたい場合は、新規事業として改めて応募する必要がある。ただし、改めて応募があったとしても、これまでと同様の取組を継続するのみの事業内容であれば、採択の優先度は低い。
	36	過去に採択されたことのある事業について、改めて応募し、再び採択される可能性はあるのか。	採択される可能性はある。ただし、これまでと同様の取組を継続するのみの事業内容であれば、採択の優先度は低い。
	37	(交付対象事業(1)～(5)について)当初は2カ年の計画を立てて事業を進めていたが、3カ年目の事業実施が必要な状況となったので、3カ年目の継続要望を提出してよいのか。	継続要望を提出いただいてもよい。ただし採択されるか否かは事業内容等による。
他	38	事業実施にあたって必要となる、法令に基づく許可・認可の取得は、誰が行うのか。	交付事業者自らが行う必要がある。